北海道老人クラブ連合会「会員増強運動特別賞」贈呈要綱

１　趣旨

　　北海道老人クラブ連合会では、平成26年度から6か年間計画で「会員増強運動」を実施することにした。

　　この運動の年次ごとの目標又は最終目標を達成した市町村老人クラブ連合会及び単位クラブを対象に、「3万人会員増強運動特別賞」を贈呈し、この賞の贈呈を通して老人クラブの会員増強に資するとともに老人クラブの一層の発展を目指すものである。

２．実施年度

　　会員増強運動展開後の１年後とし、平成２８年度から平成３２年度までと

する。

３．贈呈対象

　　「3万人会員増強運動」における次の年次目標又は最終目標を達成したすべての市町村老人クラブ連合会及び単位クラブとする。ただし、（１）の①②及び（２）の①にあって当年度の単位クラブ会員総数が平成２７年４月１日現在の会員数を下回っている場合は対象としない。

（１）市町村老人クラブ連合会

　　①当年度４月１日現在において前年度比３％以上の会員増強又は前年度単位クラブ数に２を乗じた数を上回る会員増強を達成した老人クラブ連合会

　　②前年度において新規クラブを設立又は休止クラブを復活させた老人クラ

ブ連合会

③最終年度４月１日現在において、平成２７年度４月１日現在の会員数に

比して１６％以上の会員増強又は平成２７年度４月１日現在の単位クラ

ブ数に１０を乗じた数を上回る会員純増強を達成した老人クラブ連合会

（２）単位クラブ

　　①当年度４月１日現在において前年度比３％以上の会員増強又は２名以上

の会員純増強を達成したクラブ

　　②最終年度４月１日現在において、平成２７年４月１日現在のクラブ員数に比して１６％以上の会員増強又は１０人以上の会員純増強を達成した老人クラブ

４．推薦及び審査

　　上記２の（２）の単位クラブについては、別に定める様式により市町村老

人クラブ連合会からの推薦により、北海道老人クラブ連合会において、審査決

定する。

　　なお、審査結果については、毎年度７月末日までに市町村老人クラブ連合

　に通知する。

５．賞及び贈呈

（１）賞の名称は、「３万人会員増強運動特別賞」とし、賞状を贈呈する。なお、

賞状の様式は別に決定する。

（２）賞状の贈呈は、北海道老人クラブ大会の席上において行う。

６．全老連「１００万人会員増強運動特別賞」への推薦

　　上記５の賞状贈呈者のうち特に実績が顕著な市町村老人クラブ連合会１団

体及び単位クラブ３団体について、全国老人クラブ連合会が実施する「１００万人会員増強運動特別賞」に推薦する。

附則：この要綱は、平成２７年４月１日から実施する。